



長寿(後期高齢者)医療制度についてのお知らせです



後期高齢者医療保険料のお支払いのお知らせです!

一人当たり定額の保険料(均等割額)が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払い頂いた方、納付書等によりお支払い頂いている方は、10月以降、保険料のお支払いはありません。

次の方は、10月から、年金からのお支払いにかかります。ただし、年金額が年額18万円未満の方、介護保険料との合計額が、年金額の1/2を超える方は、納付書等でお支払い頂くこととなります。

組合健保、政管健保、共済組合(被用者保険)などの被保険者であった方

納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いにかかります。

被用者保険などの被保険者である世帯主や配偶者などに扶養されていた方(被扶養者)

初めて保険料をご負担頂くため、平成20年4月から9月までは保険料はかかり、10月から平成21年3月までは均等割額が9割軽減されます。よって、平成20年度の保険料は、年額2,000円となります。

長寿(後期高齢者)医療制度説明会が開催されます

【主催】鳥取県後期高齢者医療広域連合、鳥取県

【日時】10月11日(土)午後1時30分~午後3時30分

【場所】県民ふれあい会館ホール(鳥取市扇町21番地)

【内容】演題:「鳥取県の長寿医療制度の現状」

講師:鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課長 宮脇 収さん

演題:「新しい高齢者医療制度の目的と今後のあり方について」

講師:厚生労働省保険局高齢者医療課長 吉岡てつをさん
質疑応答の時間もありますので、この機会にぜひお越しください。

問い合わせ先

住民生活課 住民係
鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎73-1415

☎(0858)32-1097

国民年金講座

~ 国民年金Q & A ~



国民年金保険料を最低25年間納めないと、将来老齢基礎年金を受け取れないと聞きました。私は保険料未納の期間があり、これから60歳まで加入しても23年間しか納められないので、年金が受けられません。どうすればいいですか？

受給資格期間の25年間を満たしていない方や、年金額を満額に近づけたい方(40年間納めて満額支給されます。)は、60歳から65歳になるまで任意で加入することができます。(例1)



例1 (60歳で受給資格期間が23年の方)

受給資格期間の25年間を満たす		年金額を増やすことができる
23年間納付	2年間任意加入	3年間任意加入
60歳	62歳	65歳

また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで任意加入しても受給資格期間を満たしていない場合は、70歳になるまでの期間で受給権が確保できる場合は加入期間を延長できます。(例2)

例2 (昭和40年4月1日以前に生まれた方)

受給資格期間を満たしていない(25年に満たない)	受給権が確保できる場合は加入できる	
15~19年間納付	5年間任意加入	特例任意加入
60歳	65歳	70歳

問い合わせ先

住民生活課 住民係
鳥取社会保険事務所

☎73-1415

☎27-8311